（変更の届出）

第十八条　法第二十一条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（位置、構造及び設備の基準）

第十九条　法第二十一条第三項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

２　（略）

（管理の方法の基準）

第二十条　法第二十一条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（直接管理）

第二十一条　第十三条の規定は、法第二十一条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

（収用）

第二十二条　第十四条の規定は、法第二十一条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と、同条第二項中「法第十一条第一項の許可」とあるのは「法第二十一条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（承継の届出）

第二十三条　法第二十一条第九項の規定による航路標識の設置の届出をした者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～八　（略）

２　（略）

（届出を要する変更）

第二十四条　第十条の規定は、法第二十一条第十項において読み替えて準用する法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（供用の休廃止等の届出）

第二十五条　第十一条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十四条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。

（事故が発生した場合の報告）

第二十六条　第十二条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十五条の規定による報告について準用する。

（立入検査をする者の身分を示す証票）

第二十七条　法第二十三条第三項の職員の身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。

（変更の届出）

第十八条　法第十三条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（位置、構造及び設備の基準）

第十九条　法第十三条第三項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

２　（略）

（管理の方法の基準）

第二十条　法第十三条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（直接管理）

第二十一条　第十三条の規定は、法第十三条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第三条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第十三条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

（収用）

第二十二条　第十四条の規定は、法第十三条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第三条第一項の許可を受けた者」とあるのは「法第十三条第一項の規定による届出をした者」と、同条第二項中「法第三条第一項の許可」とあるのは「法第十三条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（承継の届出）

第二十三条　法第十三条第九項の規定による航路標識の設置の届出をした者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～八　（略）

２　（略）

（届出を要する変更）

第二十四条　第十条の規定は、法第十三条第十項において読み替えて準用する法第五条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（供用の休廃止等の届出）

第二十五条　第十一条の規定は、法第十三条第十項において準用する法第六条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。

（事故が発生した場合の報告）

第二十六条　第十二条の規定は、法第十三条第十項において準用する法第七条の規定による報告について準用する。

（立入検査をする者の身分を示す証票）

第二十七条　法第十四条第三項の職員の身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。